

## 北野別当に関する基礎的考察

——十三世紀半ばまでの北野別当歴代の復元を中心に——

はじめに

竹 居 明 男

京都北野天満宮（古くは北野社・北野宮寺などとも）の別当職、及びその補任の概要については、竹内秀雄『天満宮』（昭和四十三年三月）に次のように述べられている。

さて北野社創立ののち数年を経て、僧最珍と僧増日と互に北野寺司を争い、おのおの党をなして決せず、よつて貞元元年（九七六）六月十日に菅原文時が、太宰府安楽寺の例によって、北野の寺務は氏人より執行のことの奏状を上ったので、同十一月七日官符を發して宣行せしめられた（『最珍記文』）。

しかるに延暦寺の僧是算は、西塔北溪に東尾坊を起したが、寛弘元年（一〇〇四）十月二十一日北野社行幸のとき、菅原氏の故をもって法橋に叙し、北野別当職に補せられ、これより師資相承して北野社を総理し來つたが、天仁年間（一一〇八〜九）寺号を曼殊院と改め、幾度か変遷を重ねて明暦二年（一六五六）一乗寺村（左京

区)に移った。

また親王の別当は護良親王を初めとするが、伏見宮貞常親王の子大僧正慈運(第二十六世)以来必ず親王をもつて相承し、ここに曼殊院(竹内)門跡の称号が起り北野寺務宮と称している。従つて北野社は創立後間もなく比叡山延暦寺の管下に属するに至つたのである。

以上は、今日における代表的な見解と見てよく、事実、京都府教育委員会編『曼殊院古文書・聖教目録』(昭和五十一年三月)の「調査報告」や、『古寺巡礼 京都 曼殊院』(昭和五十三年三月)等にも、ほぼ同様な記述があり、ごく近年の京都国立博物館編『北野天満宮神宝展』図録(平成十三年四月)の解説でも、

寛弘元年(一〇〇四)、曼殊院を創建した僧是算が菅原氏の出であつたことから、北野社の別当職に補せられた。この後、別当職は明治維新まで曼殊院に相承されることになつた。(藤井讓治氏執筆)と簡潔に記されているところである。

しかしながら右のような見解は、比較的後世の曼殊院側の寺伝等に基づいたと思しく、概要としては概ね的を射ているとしても、平安時代中期の別当初任より、鎌倉時代の十三世紀前半頃までの実態に限つて詳細に検討していくと、例えば右是算の別当補任年代は史実として再検討を要することを始め、別当に正・権二種の区別があつたこと、曼殊院側の別当系譜には数えられていない別当が存在すること、さらにはまた曼殊院の称号の成立時期等々、現状ではなお十分には認知されていない史実や、検討の余地無しとしない問題が少なくない。

そこで小稿では、北野別当補任に関する北野社側・曼殊院側双方の基本史料はもとより、可能な限り確実な同時代史料を博搜して、何よりも北野別当(正・権)歴代を復元する基礎的考察を第一の目的とし、その上で、そこから派

生する諸問題についても、現時点での若干の新知見や今後の見通しなどを提示してみたいと考える。

一 十二世紀半ば頃までの北野別当歴代の復元のための諸史料・資料

標記の復元にあたり、最初に、北野別当歴代に関する纏まった基本史料について説明を加えておきたい。

まず、北野天満宮側の史料としては、鎌倉時代末期の成立かと言われている『北野宮寺縁起取要』（『北野文叢』巻二十五所収。『神道大系 神社編 北野』に翻刻）の末尾の「別当次第事」が代表的である。ただし、後に見るように、これは正しく「正別当」の歴代を列挙したものであり、「権別当」については、別に「権別当補任次第并政所補任次第」のうちの「権別当補任次第」（以下、これを指す時は『北野権別当補任次第』と略称する）を参照する必要がある。同書は、田中棟太郎蔵本の写しが東京大学史料編纂所に所蔵されており（四〇一六／四）、今回は平成十三年七月九日の編纂所における実見調査の成果、ならびにマイクロ焼付写真によって必要な記載を引用した（ちなみには前掲『天満宮』にも掲載されている）。

次に、曼殊院側の基本史料、ならびにそれらに基づいたと思われる曼殊院歴代系譜の類では

『曼殊院門跡伝法師跡次第』（『続群書類従』所収）

『古寺巡礼 京都 曼殊院』所収「曼殊院門跡歴代一覽」（概ね『北野誌 首巻』の「曼殊院及社家」に準拠。以下「一覽」と略称する）

『日本史総覧』補卷所収「曼殊院門跡歴代（竹内門跡）」（以下「歴代」と略称する）

が代表的で、なお注目すべき史料として『曼殊院相承新譜』（幕末～明治時代初頭の成立か。『国語国文』第五一卷第二号に翻刻）がある（以下『新譜』と略称する）。同書は、編者未詳ながら、約五〇部にもほる多数の先行文献を基に、歴代の年譜を編纂し、随所に考証をも加えたもので、ある意味では、今日の曼殊院歴代に関する記述の源泉となったとも見られる書物である。ただし北野別当に関わる記述では、例えば前記『北野宮寺縁起取要』の記述は参照された形跡が無く、かなりの異同があり、また全体として同時代記録の参看は十分とは言えないところに問題が残る。

そのほか『尊卑分脈』については新訂増補国史大系本全体に目を通して、人名注記のうち「北野別当」の類の記載を網羅的に抽出し、復元材料の一つとした。

以上の基本史料・資料を中心しながらも、今回は可能な限り同時代記録を援用することによって、一方ではそれらの批判的検討を試み、正別当・権別当の補任順に歴代の復元を試みたいと思う。なお、これらの作業においては、平林盛得・小池一行編『僧歴綜覧』（昭和五十一年七月）、佐藤亮雄編『僧伝史料』一～三（平成元年七月～同二年八月）、ならびに槇野廣造編『平安人名辞典』（平成五年二月）に多大の恩恵を被ったが、以下の記述は、あくまで別当任命を含めた北野社との関係を中心とし、個々の僧侶についての経歴を細大漏らさず究明しようとしたものではないことを、あらかじめお断りしておきたい。

二 十三世紀半ばまでの北野別当（正・権）歴代の復元の試み

是算「延暦寺」

正暦六年（長徳元年（九九五））に「是算法橋」の北野別当補任のことが、『北野宮寺縁起取要』別当次第事に見える。『曼殊院門跡伝法師跡次第』にも「山門阿闍梨号始之、北野寺務最初」と見える。

『華頂要略』所収「諸門跡伝」によれば「菅原氏、花山法皇御資」、『新譜』にも「天台門跡伝朱書」により「姓菅原氏」と見えるが、『尊卑分脈』には見えない。生年未詳。寛仁二年（一〇一八）三月十五日歿（『諸門跡伝』）。彰考館本『僧綱補任』によれば「天台宗、延暦寺」。寛弘元年（一〇〇四）十月二十一日、北野行幸賞として法橋叙（御堂関白記、権記、政事要略卷二十二、興福寺本僧綱補任。なお近年の諸書にも、是算の北野別当補任をこの時のこととしているものがあるが、誤解である）。同六年八月四日、藤原行成が、「是算法橋」の依頼により「北野宮額」に執筆していること（権記）、また長和四年（一〇一五）六月十九日には藤原実資邸を訪問していることも知られる（『小右記』）。

「諸門跡伝」に「曼殊院始祖、東尾坊」「北野別当始」、『曼殊院門跡伝法師跡次第』に「曼殊院元祖、北野寺務最初」、『諸門跡譜』に「曼殊院、世号竹裡門跡、……是算僧都（初祖）」などと記されているが、「曼殊院」の名称を始め、同院との関係については、後述にゆだねたい。なお『初例抄』に「法橋是算」を「北野別当任僧綱例」として挙げる。また北野別当補任の時期を、『新譜』が「門跡譜ノ異本書入」により天曆元年（九四七）、『一覽』が「天曆年

間（九四七―五七）」のこととしているが、歿年から判断すれば不自然とみなさざるを得ない。

なお本項全体として『大日本史料』第二編之十三、一九一頁以下を参照。

#### 覚源「延暦寺？」

長和四年（一〇一五）七月三十日に北野別当に任じられ、同日に阿闍梨遍救が北野檢校に補任されたことが、『小右記』本年八月一日条に見える。

生歿年未詳。『尊卑分脈』には同名の僧が四人見えるが、いずれにも該当しないようで、世系等も未詳。寛弘四年（一〇〇七）七月三日付の『靈山院過去帳』（平安遺文補二六三号）に二箇所見える「僧覚源」、また治安二年（一一〇二）七月十四日の法成寺金堂供養法会の中の錫杖衆の一人「覚源」（諸寺供養類記一）と同一人か。なお『左経記』寛仁元年（一〇一七）十一月十五日条に所見する「北野別当」も覚源のことと思われる。

#### 遍救「延暦寺」

寛仁二年（一〇一八）に「遍救僧都」が北野別当に補任されたことが『北野宮寺縁起取要』別当次第事に見える。同年は、あたかも是算の歿年に相当し、一見是算の死欠によるものとも解しうるが、間に覚源の補任があったことを考慮に入れる必要がある。

応和二年（九六二）生々長元三年（一〇三〇）十月十二日歿、享年六十九歳。『一覽』が万寿三年歿とする根拠は未詳で、他方『歴代』が（万寿三）貞元元年六月二十九日歿とする説も、後述する遍敷との混同に基づく。

『勅撰作者部類』に、枇杷左大臣仲平の子で曼殊院に住するとするが（『巡礼』も同じ）、それは遍敷（九〇二〜七六）のことで、仲平の生歿年（八七五〜九四五年）から見ても、別人である。『尊卑分脈』にも見えず、世系は明らかでない。彰考館本『僧綱補任』治安元年（一〇二一）条によれば「天台宗、延暦寺、……或云、北野別当法橋是算真美弟子云々」と見える。なお『曼殊院門跡伝法師跡次第』は「遍敷」に作る。また『新譜』は、偏敷と偏救との區別を力説したうえで、後者こそ藤原仲平の息としているが、後段が誤りであることは前述の通りである。

その事績は記録類にも多くみられるが、主要な官歴に、北野社関係の事績を網羅的に併せて掲げると左記のごとくである。

長保三年（一〇〇二）十一月一日、伝燈大法師位遍救、明豪の奏により、惣持寺阿闍梨補任。時に臈二十八。

〔同日付太政官符（京都大学所蔵平松文書）、彰考館本僧綱補任〕

長和四年（一〇一五）七月三十日、阿闍梨遍救、北野檢校補任。〔小右記本年八月一日条〕

寛仁二年（一〇一八）、北野別当補任。

治安元年（一〇二二）四月二十六日、石清水八幡宮以下十六社仁王講のうち、北野社を担当する。〔本年四月二

十日付官宣旨（類聚符宣抄三所収）

同年 五月二十七日、権律師補任。〔左経記、興福寺本僧綱補任〕

治安二年（一〇二二）十月二十四日、翌日の平野社行幸に際し、前例となっている北野社奉幣を失念したので、

急遽別当遍救が祈る。〔左経記〕

万寿元年（一〇二四）十二月二十六日、北野社に後一条天皇の行幸があり、賞として、別当遍救、権少僧都補

任。(小右記、興福寺本僧綱補任。なお、行幸に先立って遍救がたびたび藤原実資に來談していたことも小右記から知られる)

長元元年(一〇二八)十一月二十五日、惣持寺司補任。(小右記)

十二月三十日、少僧都転任。(興福寺本僧綱補任)

長元三年(一〇三〇)三月二十七日、石清水八幡宮以下十六社仁王般若御読経のうち、北野社を担当する。(本年三月二十三日付官宣旨(類聚符宣抄三所収))

そのほか、同時代記録にあらわれた活動状況を見ると、『僧伝史料』『平安人名辞典』、藤原道長以下、東三条院皇子・彰子・頼通等、道長一家の仏事に参仕しているのが注目される。

還円(暹円)「延暦寺?」

万寿二年(一〇二五)に「還円阿闍梨」が北野別当に任じられたことが『北野宮寺縁起取要』別当次第事に見える。『曼殊院門跡伝法師跡次第』は「暹円」に作る。『新譜』は、別当補任の徴拠が無いとして、「改正北野別当新譜」には入れない、としている。

「環円」は『尊卑分脈』には所見せず、また「暹円」は同書に二名見えるが年代的に該当しない。『新譜』は、『尊卑』③二一五(第三篇の二一五頁の意。以下同様)に所見する、従五位下左衛門尉源頼実の子の「暹国(国は、異本に円)」に当て、源頼光(九四八〜一〇二二)の曾孫とするが、その生存年代からすると、全く該当の余地は無いとしなければならぬ。そのほか同時代記録には所見が無く、世系・生歿年等未詳。



教円〔延暦寺〕

長元元年（一〇二八）に「教円座主」が北野別当に任じられたことが『北野宮寺縁起取要』別当次第事に見える。『新譜』は、遍救の歿年の長元三年に補任したとの解釈を示し、『一覽』もこれを踏襲するが、その前任には還円（暹円）がいたことを考慮に入れる必要がある。

天元元年（九七八）生、永承二年（一〇四七）六月十日歿〔興福寺本僧綱補任〕。興福寺本『僧綱補任』によれば「天台宗、延暦寺」「実因僧都弟子、伊勢守（藤原、孝忠一男）（尊卑分脈②二八九、曼殊院門跡伝法師跡次第も参照）。藤原孝仲は魚名流。その主要な事績は以下の通りである。

治安三年（一〇三三）十二月二十九日、法橋叙。〔興福寺本僧綱補任、小右記〕

万寿四年（一〇二七）三月十五日、法眼叙。〔興福寺本僧綱補任、小右記〕

長元元年（一〇二八）、北野別当任。

同年 十二月三十日、権少僧都任。〔左経記、興福寺本僧綱補任〕

長元四年（一〇三一）十二月二十六日、少僧都転任。〔興福寺本僧綱補任〕

長元六年（一〇三三）十二月二十二日、権大僧都任。〔興福寺本僧綱補任〕

長元七年（一〇三四）十二月二十六日、恵心院阿闍梨任。〔左経記、興福寺本僧綱補任（ただし、十二月十六日とする）〕

長暦二年（一〇三八）六月十八日、大僧都転任。〔興福寺本僧綱補任〕

長暦二年（一〇三九）三月十二日、天台座主兼任。〔天台座主記、扶桑略記、百練抄、興福寺本僧綱補任（諸書

により、日付に相違あり」

長久元年（一〇四〇）正月二十七日、法印叙。〔春記、興福寺本僧綱補任〕

そのほか同時代記録にも多くの活動が所見し、『僧伝史料』『平安人名辞典』、藤原道長を中心に彰子や頼通、また故後一条院等の仏事に多く参仕していることが目立っている。

### 長算〔延曆寺〕

長曆二年（一〇三八）に「長算僧都」が北野別当に任じられたことが『北野宮寺縁起取要』別当次第事に見える。『新譜』は、教円歿年の永承二年（一〇四七）を補任の時期と推定し、『一覽』もこれを踏襲するが、後述のように長久二年（一〇四二）二月二十一日の別当在任が同時代記録で確認できるから、誤りである。

興福寺本『僧綱補任』によれば「天台宗、延曆寺」「少納言従四位上藤原朝典子、母筑前守兼清女、懷壽僧都入室」と見え、『曼殊院門跡伝法師跡次第』も「朝典男」とする。『尊卑分脈』①五七によれば父は藤原師輔の孫朝範（或、典）で、「母筑前守兼〔蔭〕清女」「密皇慶資、顕覚運僧正資」。正曆三年（九九二）生（享年六十六歳〔一説、六十七歳〕からの逆算）、天喜五年（一〇五七）歿。歿日については、五月五日〔尊卑分脈〕、六月三日〔彰考館本僧綱補任〕、九月三日〔興福寺本僧綱補任〕の諸説がある。同時期に園城寺僧の長讚がおり、紛らわしいが、主要な事績は左記の通りである。

長曆二年（一〇三八）、北野別当任。

長久二年（一〇四二）二月二十一日、北野行幸賞として権律師任。〔春記、興福寺本僧綱補任。前者は「北野別

当長讚」に作り、後者は二月二十二日とする）

永承三年（一〇四八）十二月二十二日、慈徳寺別当任。（興福寺本僧綱補任）

永承五年（一〇五〇）十二月三十日、権少僧都任。（興福寺本僧綱補任）

天喜二年（一〇五四）五月三日、法興院・楞嚴三昧院別当任。（春記、興福寺本僧綱補任。後者には楞嚴三昧院別当のことは見えず、また法興院別当任を五月二十九日とする）

同年 五月二十九日、少僧都転任。（春記）

天喜三年（一〇五五）六月十六日、権大僧都任。十一月に病により辞退。（興福寺本僧綱補任）

そのほか同時代記録では（『僧伝史料』『平安人名辞典』）故藤原道長ほか、上東門院彰子・藤原頼通や故後一条院関係の仏事等が目立つ。

### 仁暹〔延暦寺〕

永承六年（一〇五一）五月一日に北野別当に任じられたことが『北野宮寺縁起取要』別当次第事に見える。ただし同書は「仁還僧都」に作る。『新譜』は、補任の時期を、長算歿年の天喜五年（一〇五七）と推定し、『一覽』もこれを踏襲するが、後述の経歴に照らしても不審である。

興福寺本『僧綱補任』に「天台宗、延暦寺」（源）長経男、『曼殊院門跡伝法師跡次第』には「大納言（源）重光卿孫」と見える。長保二年（一〇〇〇）生（享年六十八歳〔一説に六十七歳〕よりの逆算）、治暦三年（一〇六七）九月十三日歿。世系は『尊卑分脈』③四四九と合致するが、「仁暹」に「北野別当」との注記は無い。主要な事績は

左記の通りである。

永承六年（一〇五二）五月一日、北野別当任。

同年 六月十五日、宮寺別当の仁暹、北野行幸賞により、権律師任。〔興福寺本僧綱補任〕

天喜三年（一〇五五）十二月二十八日、北野行幸賞により、権少僧都任。〔興福寺本僧綱補任〕

同年 十二月三十日、法興院別当任。〔興福寺本僧綱補任〕

康平六年（一〇六三）十二月二十九日、御持僧勞により、権大僧都任。〔興福寺本僧綱補任〕

そのほか同時代記録では、『平安人名辞典』藤原頼通による法成寺無量寿院・五大堂、また平等院塔塔供養に参仕していることが知られる。

#### 増守〔園城寺〕

天喜元年（一〇五三）十月二十二日に権別当に任じられ、のち承保三年（一〇七六）十二月二十九日の白河天皇北野社行幸の賞として当日に法眼に叙されたことが、『北野権別当補任次第』に見え、「権別当」の最初に記載されている。ただし、白河天皇の行幸は、『十三代要略』『北野宮寺縁起取要』によれば十月二十日のことである。

なお、延久二年（一〇七〇）十一月二十八日、「北野行幸賞、別当勞」により、前項の頼円（延暦寺僧）とともに法橋に叙されたこと、また延久五年（一〇七三）にも法橋として興福寺本『僧綱補任』に見える「宗秀」なる僧は、僧名の発音が類似し、経歴も合致するので（右の「別当」は実質的には権別当）、増守と同一僧と見られる。

右『次第』には「民部大輔菅原為紀息」とし、『尊卑分脈』④六一にも為紀の子息として見え、「寺、安楽寺別当座

主法眼、北野別当始」と注する。生歿年未詳だが、安樂寺別当補任は寛仁四年（一〇二〇）のことである〔安樂寺別当次第〕一方、右の北野社権別当補任、ならびに賞叙の年代からすると、従四位下山城権守右中弁菅原為紀（九五七〜一〇〇二）の、ごく晩年の子息と解さざるを得ない。また、『尊卑』の「北野別当始」という注は、実質的には「北野権別当始」と見るべきであろう。なお増守には娘がおり、藤原師信との間に経忠を、また後冷泉天皇との間にも子（高階為行）を設けている（『平安時代史事典』）。

頼円「延暦寺」

康平四年（一〇六一）十二月二十九日に「頼円法眼」が北野別当に任じられたことが、『北野宮寺縁起取要』別当次第事に見える。『曼殊院門跡伝法師跡次第』は単に「法眼」と注するのみ。

『尊卑分脈』②二九一によれば、藤原魚名流の正五位下中宮大進藤原保相の子で、正五位下左中将永頼の孫にあたる。ただし「山、法眼、北野別当」と注するのみ。記録類に所見無く、興福寺本『僧綱補任』によれば、延久二年（一〇七〇）十一月二十八日に「北野行幸賞、別当旁」により法橋叙。承保三年（一〇七六）の北野社行幸の際には「正別当頼円法眼、依禁忌無賞、追可被宣下云々」と見え（北野権別当補任次第）、応徳三年（一〇八六）十一月二十一日に法眼叙、寛治四年（一〇九〇）十一月七日には、北野行幸賞として、「別当頼円法眼讓」により静仁（正三位大藏卿藤原長房の子。尊卑分脈①三二八参照）が法橋に叙され（中右記同日条も参照）、長治元年（一一〇四）に歿したという。なお、前項参照。

真尊〔延暦寺〕

長治元年（一一〇四）十月晦日（三十日）に「真尊律師」が北野別当に任じられたことが『北野宮寺縁起取要』別当次第事に見える。『新譜』は、仁暹歿年の治暦三年（一一〇六七）を真尊の補任時期と推定するが、頼円・宗秀の二名を考慮に入れないための、全くの誤解である（後述の、真尊の生歿年も参照）。

『尊卑分脈』②一七二によると、藤原長良流で、阿波・但馬・周防の国守を歴任した正四位下藤原良綱の子で、範永の孫にあたり、「山、権律師、北野別当」と注する。『曼殊院門跡伝法師跡次第』にも「権律師、阿波守良綱男」と見える。なお興福寺本『僧綱補任』応徳三年条は「肥後守定任子」としているが、同名の園城寺僧との混同と思われる（中右記保安元年五月十三日条、尊卑分脈参照）。治暦元年（一一〇六五）生（享年五十六歳よりの逆算）、保安元年（一一二〇）五月十二日歿（中右記前掲条）。『中右記』前掲条によれば「仁覚座主弟子」で、主要な事績は左記の通りである。

永久元年（一一一三）八月十七日、正別当真尊、北野行幸賞として律師法眼を望むも、かなえられず。（殿暦、長秋記、彰考館本僧綱補任。北野社権別当補任次第。ただし長秋記の記事は「信尊」に作る）

永久二年（一一一四）三月十二日、北野別当真尊が来談する。（中右記）

同年 三月二十七日、北野別当（真尊）の童を罷免する。（中右記）

同年 九月十二日、北野別当（真尊）より進められてきた犯人の僧につき、檢非違使別当藤原宗忠が沙汰する。（中右記）

永久四年(一一一六)五月二十三日、先年の北野行幸賞により、権律師任。(興福寺本・彰考館本僧綱補任)  
 そのほかにも同時代記録における所見が少なくない(『僧伝史料』)。

頼延〔延暦寺〕

まず康和三年(一一一〇)十二月晦日(三十日)に、権別当に補任されたことが『北野権別当補任次第』に見える。のち永久元年(一一一三)八月十七日には、北野行幸賞として法橋に叙せられた(殿曆、長秋記、興福寺本・彰考館本・徳川昭武氏本僧綱補任。ただし北野権別当補任次第は「叙法眼」とする。なお長秋記によれば「出雲阿闍梨」と称されていたことがわかる)。つづいて保安元年(一一二〇)五月二十二日に「頼延法眼」が北野別当に任じられたことが『北野宮寺縁起取要』別当次第事、ならびに『北野権別当補任次第』に見える。これは、真尊死欠による正別当転任であり(彰考館本僧綱補任)、右『次第』、『華頂要略』八十七はこれをもって正別当転任の初例とする。

彰考館本『僧綱補任』によれば「天台宗、延暦寺、出雲守基仲男」とする(右『次第』にも「出雲守基仲息、藤原氏」と注する)が、『尊卑分脈』①二四九によれば出雲守藤原基仲は祖父で、その子知仲の子とし、「山、法眼、北野別当」と注する。『新譜』ならびに『一覽』が藤原保相の息とするのは、前述の頼円との混同と思われる。治暦二年(一一〇六)生(享年六十一歳〔一説に六十二歳〕)よりの逆算。大治元年(一一二六)四月二十四日歿〔中右記目録、興福寺本・彰考館本僧綱補任〕。

その活動は同時代記録にも若干の記載がある(『僧伝史料』)。

信永〔仁和寺、または延暦寺〕

天治二年（一一二五）六月二十五日に仁和寺僧信永が北野権別当に任じられたことが『中右記目録』同日条で知られる。『北野権別当補任次第』にも、この件が見えるが、日付を六月二十日とする。

安楽寺別当に任じられたことを記す『中右記』元永元年（一一一八）五月二十八日条に「在良朝臣息男」と見え、従四位上式部大輔菅原在良（一〇四一―一一二二）の子であることが判明する（尊卑分脈④六八、また安楽寺別当次第、興福寺本僧綱補任、北野権別当補任次第参照）。ただし『尊卑』④六八の「信永」には注記が何も無い一方で、同じ在良の息の「俊永」には「山、安楽寺別当、法橋、北野権別当」との注記があるから（④七〇）、結局両者は同一人の可能性もある。ただし、右『次第』に「仁和寺方源阿―弟子」との注記があり、『中右記目録』も仁和寺僧とするから、なお問題が残る。

生歿年未詳。大治五年（一一三〇）四月二十八日、北野行幸賞として法橋叙（中右記、長秋記、興福寺本僧綱補任。ただし中右記は「権別当直永」に作り、長秋記は「権別当法眼」と記し、僧綱補任は四月十八日としている）。長承元年（一一三二）当時権別当在任、永治二年（一一四二）当時法橋であった（興福寺本僧綱補任）。なお『台記』久安四年（一一四八）十一月二十九日条によれば、この日に院昇殿を許された菅原登宣は、実は「故安楽寺別当信永子」であったという。

### 忠尋〔延暦寺〕

大治四年（一一二九）九月十九日に「忠尋座主」が北野別当を兼任するようになったことが『北野宮寺縁起取要』



別当次第事に見える。この点は『中右記』・『長秋記』同日条、及び興福寺本『僧綱補任』による傍証がある。

興福寺本『僧綱補任』天仁二年（一一〇九）条に「天台講師、山」、彰考館本同年条に「土佐守源忠基子」と見える一方、『曼殊院門跡伝法師跡次第』は「法務大僧正、天台座主、清和天皇苗裔土佐守忠季男」とする。『尊卑分脈』③一八〇によれば、父は土佐守源忠季が正しい。彰考館本『僧綱補任』元永元年（一一一八）条によれば「師主故延暦寺座主覺尋」。治暦元年（一〇六五）生（享年七十四歳〔一説に七十七歳〕よりの逆算）、保延四年（一一三八）十月十四日歿（興福寺本僧綱補任）。記録類によつても極めて多数の事績を知ることができるが、ごく主要なものは左記の通りである。

天永元年（一一一〇）五月二十七日当時、已講。〔中右記〕

元永元年（一一一八）十月七日、院熊野御経供養賞により、権律師任。〔興福寺本・彰考館本僧綱補任〕

保安元年（一一二〇）五月二十日、「真尊替」により西塔観音堂別当任。〔彰考館本僧綱補任〕

同年 十二月三十日、証蓮華院別当任。〔中右記、興福寺本僧綱補任〕

天治元年（一一二四）正月十四日、権少僧都転任。〔興福寺本僧綱補任〕

大治四年（一一二九）九月十九日、北野別当任。

大治五年（一一三〇）四月二十八日、北野行幸賞として、別当忠尋を権大僧都任。〔中右記、長秋記、興福寺本

僧綱補任、北野権別当補任次第〕

同年 十一月四日、日吉行幸賞として、同社別当忠尋を法印に叙する。〔中右記、長秋記、興福

寺本僧綱補任〕

同年 十二月二十九日、天台座主補任。(興福寺本僧綱補任)

長承元年(一一三二) 七月八日、權僧正任。(興福寺本僧綱補任)

保延元年(一一三五) 九月二十二日、僧正転任。(中右記、長秋記、興福寺本僧綱補任)

保延三年(一一三七) 正月十四日、大僧正転任。(中右記、興福寺本僧綱補任)

そのほか、『中右記』『永昌記』『長秋記』等の同時代記録に、その名が頻出する(『僧伝史料』)。

### 顕尋[?]

保延四年(一一三八) 十月三日に「顕尋法眼」が北野別当に任じられたことが『北野宮寺縁起取要』別当次第事に見える。また久安五年(一一四九) 八月二十二日の北野杜行幸に際しては、顕尋の弟子の良顕をもって法橋に叙せしめられていることが『北野権別当補任次第』に見える。なお、『新譜』に、別当補任時期に関して「異本二大治五年十二月廿九日補」と掲記しているが、同日は前任者忠尋の天台座主補任の日付であり、根拠未詳。

左少将藤原氏能の子とする説(『新譜』ならびに『一覽』)もあるが、『尊卑分脈』②四九〇を検するに、父氏能は、藤原通憲(一一〇六く五九)の曾孫有能の曾孫に当たるから、年代的には別人と見なさざるを得ない。一方『中右記』長承二年(一一三三) 正月二十六日条に、天台座主忠尋(前項)の譲りで法橋に叙されたことが見える。顕尋が同一人物とすると、「年三十五、重房子」であったが、『尊卑』では該当する僧は見当たらない。そのほか記録上、久安五年(一一四九)く保元三年(一一五八)の間、一貫して法眼としての事績が知られるが(『僧伝史料』、保元三年(一一五八) 七月三日当時、北野別当に在任中であつた〔山槐記同年七月十九日条〕)。

慈源〔延曆寺〕

長承四年（一一三五）の年「保延」に改元。正月十五日に権別当に補任され、つづいて久安五年（一一四九）八月二十二日の北野社行幸賞として、同年十月十日に法橋に叙されたことが、『北野権別当補任次第』に見える。後者は『本朝世紀』にも傍証となる記事があるが、法橋叙を行幸当日のこととする。

右『次第』に「伊予守原淳 息」、また『本朝世紀』の記事に「伊勢守菅原淳仲子云々」とあるように、慈源は従四位上伊勢守菅原淳中の子で、是綱の孫にあたる〔尊卑分脈④七二参照〕。記録類では久安六年（一一五〇）より仁平二年（一一五二）の間一貫して法橋として見え、『尊卑』には「山、竹林寺、北野別当、法橋、横川長吏」と注しているが、彼が正別当に転任したかどうかは未詳。

寛賢（後、聖教）〔延曆寺〕

久安六年（一一五〇）十二月三十日、寛賢が北野権別当に任じられたことが『本朝世紀』同日条によって知られるが、これは「慈源（前項、参照）讓、上氏拳」であった。

『尊卑分脈』④七三によれば、正四位下武藏守菅原是綱（一〇三〇―一一〇七）の子の「聖教」に「本寛賢、安楽寺別当、北野権別当」と見え、この人物であることが判明する。生歿年未詳。保元二年（一一五七）、北野権別当在任中の法橋聖教が安楽寺別当に任じられており〔安楽寺別当次第〕、『山槐記』保元三年七月十九日条所引の同年七月三日付北野「御会頭」差定文に「権別当阿闍梨大法師寛賢」と見えている。

なお『北野権別当補任次第』に所見する「聖教（大学頭菅原是綱息）」も同一人物と思われるが、補任を「于時正

別当「円仙歎」としている（年月日を記さない）のは、次項の円仙の別当在任期間との矛盾がある。

### 円仙「延暦寺」

平治元年（一一五九）五月十九日に「円仙僧都」が北野別当に任じられたことが『北野宮寺縁起取要』別当次第事に見える。

『僧綱補任抄出』長寛二年（一一六四）条には「権少僧都、延暦、北野別当顕頼子、顕憲弟也」と注するが、正しくは正二位権中納言藤原顕頼（一〇九四～一一四八）の子（尊卑分脈②九四）。ただし『尊卑』の注は「山、権少僧都、本名良顕」と見えるだけで「北野別当」の注記は無い。生年未詳。また『新譜』は「僧官補任」により長寛二年三月二十七日歿としている（『歴代』も踏襲）が、後任の円仙（次項）の補任の日付と同日であることは少しく注意を要する。なお『兵範記』保元元年（一一五六）九月二十五日条に見える「法眼円仙」との関係も未詳。

### 仙範「延暦寺」

長寛二年（一一六四）三月二十七日に「仙範僧都」が北野別当に任じられたことが『北野宮寺縁起取要』別当次第事に見える。

『曼殊院門跡伝法師跡次第』には「権少僧都、院主、民部卿親範息」と見え、『尊卑分脈』④六には正三位参議民部卿平親範の子に仙範が見え、「山、少僧都、曼殊院、円仙弟子」とあるが、「北野別当」のことは見えない。なお記録上では、『兵範記』嘉応元年（一一六九）二月十三日条の法橋叙についての記事には「範家（親範の父）息」と見え

る一方、後述の『玉葉』寿永二年（一一八三）閏十月二日条には「親範入道子也」としており、混乱がある。生歿年未詳。

嘉応元年三月二十七日の石清水行幸御祈の諸社諸寺御読経では「法橋上人位仙範」が北野社を担当し（『兵範記』、承安元年（一一七一）十一月七日には、北野行幸賞として別当仙範が法眼に叙された（『北院御室日次記』寿永元年十一月十九日条、吉記養和元年十一月六日条、北野権別当補任次第）。さらに寿永二年閏十月二日には、北野御幸賞として「別当・権別当」両名の僧都補任が問題となっており（『玉葉』、その記事には「親範入道子也、三十未満人也」と見えているから、年齢の記載にはなお検討の余地があるものの、この時の別当も仙範かと見られる。

栄全〔延暦寺〕

承安元年（一一七一）十一月七日に北野行幸賞として、前項の別当仙範とともに、権別当栄範が法眼に叙されたことが『吉記』養和元年（一一八二）十一月六日条及び『北院御室日次記』寿永元年（一一八二）十一月十九日条から知られる。ただし、前者は「栄範」に作り、後者には「策全」と見えるが、記録上、

仁安三年（一一六八）七月十二日、法橋栄全〔兵範記〕

治承二年（一一七八）六月二十八日、法眼栄全〔兵範記〕

治承四年（一一八〇）五月十日、法眼栄全房〔明月記〕

同年 十一月八日、法眼栄全〔明月記〕

が見え、僧位の変化が合致するから、正しくは栄全か。なお『北野権別当補任次第』にも法眼叙の記事があるが、

「栄暹法眼（暹）に「全イ」の傍書あり）」としている。

栄全は『尊卑分脈』に二名見えるが、藤原顕良の子で、忠家（一〇三三〜九一）の孫にあたる栄全（①二八六）ではなく、藤原頼宗流の阿闍梨猷玄の子で、参議正四位下為通（一一一五〜五四）の孫に当たる栄全（①二七〇）であろう。ただし、それには「山、法眼」と注するのみで、生歿年等も未詳。なお『玉葉』寿永二年（一一八三）閏十月二日条の「別当・権別当」の「権別当」も栄全の可能性がある（前項「仙範」参照）。

丞信（承信）〔延暦寺？〕

建久二年（一一九一）三月二十四日に「承信法印」が北野別当に任じられたことが『北野宮寺縁起取要』別当次第事に見える。

その年の十二月十三日には、北野行幸賞として「別当丞信」が権律師に任じられ、その事を記録する『玉葉』には「泰経卿之子也」と明記され（ちなみに父高階泰経は、この時行事官の筆頭であった）、『曼殊院門跡伝法師跡次第』にも「法印、院主、泰経息」と見えるが（ただし「承信」に作る）、『尊卑分脈』の高階泰経（一一三〇〜一二〇一）の子息はもちろん、他の箇所にも「丞信（承信）」の名は見えず、生歿年等未詳。

建仁三年（一二〇三）十二月二十二日の後鳥羽院北野社御幸に際して権少僧都に任じられたことが『北野権別当補任次第』に見え、建保五年（一二一七）十二月八日の北野行幸に際しても右「次第」に「正別当承信以朝晴令転権少僧都」と見え、当時正別当在任中であつたことが知られる。一方、建久六年（一二一八）から文暦元年（一二三四）までは「承信法印」が北野社務であつたことが『北野権別当補任次第』に見え、次の正別当承兼は嘉禄二年（一二三二）

六)の補任であるから、それまでは正別当、社務兼任であったことになる。なお、『三長記』建永元年(一一〇六)五月二十七日条に見える「承信」との関係も未詳。

### 覚什〔延暦寺〕

建久二年(一一九二)六月二十一日に権別当に補任されたことが『北野権別当補任次第』に見える。同『次第』は「建仁二年へ辛亥」云々とするが、干支によれば建久二年が正しい。つづいて同年閏十二月十三日に、当時北野権別当であった「覚什僧都」の北野行幸賞につき「追可申請」との記事が『玉葉』に見える。右『次第』は、この件につき「賞以性舜阿一申請(この間、一行余空白)明年二会講師于時正別当仙範僧都任権律師」と見えるが、空白以後の記事は別の年代のことか。

記録類では嘉応元年(一一六九)から右述の事績までが知られ(『僧伝史料』)、天台宗延暦寺僧であったことが判明し、『尊卑分脈』②三〇八に、藤原時長流の盛言の子で、「山、少僧都、北野別当」との注記がある「覚什」のことと思われる。生歿年、また権別当補任年次等、未詳。

### 公暹〔?〕

建仁三年(一一一三)に権別当に補任され、同年十二月二十二日の後鳥羽院北野御幸に際しては、当日に権律師に任ぜられたことが『北野権別当補任次第』に見える。

右『次第』は公暹を「円実法眼息」とし、弟に公性がいたというが、経歴未詳(次項参照)。

公性〔?〕

建保四年（一二二六）に「公性僧都」が北野権別当に任じられ、ついで翌年十二月八日の北野行幸に際しては、「賞追可被行之由、被勅下畢」ったことが『北野権別当補任次第』に見える。

世系については、同書に「公暹弟也」と見えるものの、その条件に適う公性は『尊卑分脈』には見えず、結局『尊卑』では

藤原公通（一一一七―一一七三）の息の公性〔①一四六。「仁、阿闍梨」〕

藤原実能（一〇九六―一一五七）の息の公性〔①一七八。注記無し〕

藤原経実（一〇六八―一一三二）の息の公性〔①二二三。「寺、法印権大僧都」〕

が候補としてあげられる。一方、『明月記』を通じて建永元年（一二〇六）から嘉禎元年（一二三五）までの事績が知られる公性僧都は（一箇所のみ「行性」）「大納言闍梨円実子」（同建永元年五月二十三日条。同嘉祿二年六月十日条も同趣）と見えるが、『尊卑』では円実は、藤原実能の息の公性の兄となっている。さらに『平戸記』寛元三年（一二四五）五月十六日条に「大府卿入来清談、伝聞、公性僧正入滅云々、何日事哉、慥不聞之」と見える公性は僧正であった点は多少気になるが、これを『平戸記』筆者に伝えた人物が大府卿こと菅原為長であったことに注目すると、権別当の公性その人であった可能性は十分にある。

承兼〔延暦寺〕

嘉祿二年（一二二六）二月八日に「承兼僧正」が北野別当に任じられたことが『北野宮寺縁起取要』別当次第事に



見える。「新譜」が、「門跡伝」によつて承久年間（一一一九～一二）とし（同書の「按」は、承信の承久三年歿説をあげて、同年に限定している）、『一覽』もこれを踏襲しているが、承信の歿年そのものが誤りで（同人の項、参照）、根拠は薄弱である。

『曼殊院門跡伝法師跡次第』には「権僧正、院主」とのみ見えるが、『尊卑分脈』③四九八によれば、建保三年（一一二五）二月十九日に出家した正四位下源守通の子で、「山、権僧正、北野別当」との注記がある（『新譜』も、この系譜を採用）。記録類には所見少く、生歿年等も未詳。寛喜二年（一一三〇）二月二十三日の北野行幸に際して、その賞として権少僧都に補任され（北野権別当補任次第）、『民経記』寛喜三年（一一三二）六月二十八日条には「北野別当権少僧都承兼」として見え、貞永元年（一一三三）四月二十五日付北野宮寺政所下文（北野天満宮文書。鎌倉遺文四三三二二号）には「別当権少僧都法眼和尚位（花押）」の署判が見え、嘉禎元年（一一三五）三月十日当時（北野権別当補任次第。ただし同書の別の箇所では「社務承兼僧正」とも記される）も別当在任中であつた。なお、その間の文暦元年（一一三四）二月二十四日付、ならびに六月十五日付尊性法親王書状（真経寺所蔵法華経裏文書。鎌倉遺文四六二二号ならびに四六七一号）にも承兼の名が見える。さらに『葉黄記』宝治元年（一二四七）四月十七日・十九日条にもそれぞれ「法印承兼へ当社別当」「別当承兼法印」との明記があるが、後述する公証（公澄）の別当補任年次との齟齬があるので、なお検討を要する。

ちなみに『新譜』は、後任である公証（公澄）の補任年の暦仁元年（一一三八）をもつて承兼の歿年と推定しているが、その可能性は低い。

淳性〔?〕

寛喜元年（一一二九）二月に「淳性律師」が北野権別当に任じられ、翌年二月二十三日の北野行幸に際して、賞として当日に権律師に補任されたことが、『北野権別当補任次第』に見える。

同書に「菅三位淳高息」とあるが、『尊卑分脈』では、菅原淳高（一一七七―一二五〇）の子息中に「淳性」の名は見えない。また記録類にも所見無く、生歿年等未詳。

長円〔?〕

嘉禎元年（一一三五）三月十日に「長円法印」が北野権別当に任じられたことが、『北野権別当補任次第』に見える。

同『次第』に「刑部卿菅原為長息」と見え、『尊卑分脈』④七六でも菅原為長（一一五八―一二四六）の子として見え、『安楽寺別当、北野権別当、法印』との注記がある。『明月記』寛喜二年（一一三〇）三月二十七日条に所見する「大府卿」の「子息」が長円に該当すると見られ、その後、寛元元年（一二四三）に安楽寺別当補任（安楽寺別当次第。時に「法印、権大」、宝治元年（一二四七）十二月一日には安楽寺別当重任の事が決まっている（経俊卿記）が、生歿年等未詳。

公証（公澄）〔延暦寺〕

暦仁元年（一一三八）七月八日に「公証法印」が北野別当に任じられたことが『北野宮寺起取要』別当次第事に見

える。

『曼殊院門跡伝法師跡次第』には「大僧正、山階左大臣実雄公男」と見えるが、『尊卑分脈』によると藤原実雄（一二一七～七三三）の子で「北野別当」の経歴があるのは大僧正慈順（①一六八）のみで、その弟に法印公潤・法印公春の二名が見えるのみである。また、『尊卑』②六二の、法成寺執行法橋隆尊の子で、藤原隆佐（九八五～一〇七四）の孫に当たる公証は年代的に無理があつて別人と見なさざるを得ない。

他方、『尊卑』①一五一には、法印公暁の子で、正二位内大臣藤原（西園寺）実宗（一一四九？～一二二二）の孫に当たる公澄に「山、西塔院主、北野別当、法印、権大僧都」との注記があり、この人物に該当する確率が高い（『新譜』も、藤原実雄説をしりぞけ、法印公暁説を採る）。証の旧字体「證」と「澄」との混同はよくあることである。ただし記録類には所見無く、別当在任期間や生歿年等未詳。

ちなみに、次の正別当は建治二年（一二七六）二月二日補任の道救である（『北野宮寺縁起取要』別当次第事）。

#### 四 十三世紀半ばまでの北野別当（正・権）一覧表、ならびに補任年表

次に、以上の復元結果の要点を提示すべく、十三世紀半ばまでの北野別当（正・権）一覧表、ならびに補任年表を掲げておきたいと思う。なお前者においては、復元結果のみならず、先行基本史料・資料との異同をも示すことにした。

〔十三世紀半ばまでの北野別当（正・権）一覽表〕

北野宮寺  
縁起取要  
曼殊院門跡伝  
法師跡次第  
曼殊院門跡  
歴代一覽  
曼殊院門跡歴  
代〔竹内門跡〕  
尊卑分脈

〔次第〕

〔二覽〕

〔歴代〕

是算

是算

是算（二）

是算

復元結果

\*は、考証結果と大きく異なる、従来の記載

是算

菅原氏？

長徳元（九九五）別当任

\*天曆元任〔新譜〕

\*天曆年間任〔一覽〕

寛仁二（一〇一八）・三・一五歿

\*寛弘（寛仁）二歿〔歴代〕

寛源

長和四（一〇一五）・七・三〇別当任

寛仁元（一〇一七）・一・一五別当在任

治安二（一〇二二）在世？

遍救

長和四（一〇一五）・七・三〇檢校任

寛仁二（一〇一八）別当任

遍救

遍救

遍救（二）

遍救

万寿元（一〇二四）・一二・二六別当在任

長元三（一〇三〇）一〇・一二歿

\*万寿三歿〔一覽〕

\*（万寿三）貞元元・六・二九歿〔歴代〕

\*藤原仲平息〔新譜・一覽〕は誤り

（道救①一二三六）

還円

暹円

道救  
暹円

還円（暹円）

万寿二（一〇二五）別当在任

教円

教円

覚慶

？

教円

教円

教円（三）

教円

教円②二八九

教円

（別当記載無）

藤原孝忠息

長元元（一〇二八）別当在任

\*長元三別当在任〔新譜・一覽〕

永承二（一〇四七）・六・一〇歿

長算

長算

長算（四）

長算

長算①五七

長算

藤原朝範（典）息

長曆二（一〇三八）別当在任

仁還

仁還

仁還(五)

仁還

仁還③四四九

仁還

(別当記載無)

源長経息

\*源重光孫〔次第〕

永承六(一〇五一)・五・一別当任

\*天喜五別当任〔新譜・一覽〕

天喜三(一〇五五)・二・二八別当在任

治暦三(一〇六七)・九・一三歿

増守④六一

増守

菅原為紀息

天喜元(一〇五三)・一〇・二二権別当任

承保三(一〇七六)・二・一九権別当在任

頼円

頼円

—

頼円

頼円②二九一

頼円

藤原保相息

康平四(一〇六一)・二・二九別当任

寛治四（一〇九〇）・一一・七別当在任

長治元（一一〇四）歿

真尊

真尊

真尊（六）

真尊

真尊②一七二

真尊

藤原良綱息

長治元（一一〇四）・一〇・三〇別当

\* 治暦三別当任〔新譜〕

\* 〔一覽〕は記載無

永久二（一一一四）・五・二三別当在任

保安元（一一二〇）・五・一九歿

頼延

頼延（七）

頼延

頼延①二四九

頼延

藤原知仲息（一説に、同基仲息）

\* 藤原保相息〔新譜・一覽〕

康和三（一一〇一）・一一・三〇権別当任

永久元（一一一三）・八・一七権別当在任

保安元（一一二〇）・五・二三別当転任

大治元（一一二六）・四・二四歿

信永④六八

信永

(別当記載無)  
菅原在良息

俊永④七〇  
天治二(一一二五)・六・二五権別当任

(別当記載無)  
長承元(一一三三)権別当在任

永治二(一一四二)在世

忠尋  
忠尋  
忠尋(八)  
忠尋

忠尋③一八〇  
(別当記載無)  
源忠季息

\*源忠基息(彰考館本借綱補任)

大治四(一一二九)・九・一九別当任

保延四(一一三八)・一〇・一四歿

顕尋  
顕尋  
顕尋(九)  
顕尋

保延四(一一三八)・一〇・三別当任

保元三(一一五八)・七・三別当在任

\*藤原氏能息(新譜・一覽)は年代合わず

慈源④七二

菅原淳仲息

長承四(一一三五)・正・一五権別当任

久安五(一一四九)・八・二三または一〇・一〇



権別当在任

仁平二(一一五二)在世

聖教④七三

寛賢(後、聖教)

菅原是綱息

久安六(一一五〇)・一二・三〇権別当在任

保元三(一一五八)・七・三権別当在任

円仙

円仙

円仙(二〇)

円仙

円仙②九四

円仙

(別当記載無)

藤原顕頼息

\*北野別当顕頼子(僧綱補任抄出)

平治元(一一五九)・五・一九別当在任

\*長寛二・三・二七歿(新譜・歴代)の根拠未詳

仙範

仙範

仙範(一一)

仙範

仙範④六

仙範

(別当記載無)

平信範息(説に信範の父親範の息)

長寛二(一一六四)・三・二七別当在任

承安元(一一七一)・一一・七別当在任

寿永二(一一八三)・閏一〇・二も別当在任か

栄全①二七〇

栄全

(別当記載無)

阿闍梨猷玄息(藤原頼宗流)

承安元(一一七二)・一一・七権別当在任

治承四(一一八〇)・一一・八在世

承信(承信)

高階泰経息?

建久二(一一九二)・三・二四別当在任

建保五(一一二七)・一一・八別当在任

文暦元(一一三四) 北野社務(大日本史料)

覚什

藤原盛言息

建久二(一一九二)・六・二二権別当在任

建久二(一一九二)・一一・一三権別当在任

公暹

円実法眼息

建仁三(一一〇三) 権別当在任

建仁三(一一〇三)・一一・二二権別当在任

承信 承信 承信(一一) 承信

覚什②三〇八

?

?

公性

建保四（一二二六）権別当任

建保五（一二二七）権別当在任

寛元三（一二四五）・五歿か

承兼

承兼

承兼（一二三）

承兼

承兼③四九八

承兼

源守通息

嘉祿二（一二三六）・二・八別当任

\*承久年間別当任〔新譜・一覽〕

嘉禎元（一二三五）・三・一〇別当在任

宝治元（一二四七）・四別当在任？

\*曆仁元歿〔新譜〕

淳性

菅原淳高息？

寛喜元（一二二九）・二権別当任

寛喜二（一二三〇）・二・二三権別当在任

長田④七六

長田

菅原為長息

公証 公証 公証(一四) 公澄 公澄①一五一

嘉禎元(一二三五)・三・一〇權別当任  
宝治元(一二四七)・二二・一在世

公証(公澄)

法印公暁息

\*藤原実雄息〔次第〕

曆仁元(一二三八)・七・八別当任

〔十三世紀半ばまでの北野別当(正・権)補任年表〕

長徳元(九九五)・是歳 是算別当任

長和4(一〇一五)・7・30 覚源別当任

寛仁元(一〇一七)・11・15 覚源別当任

寛仁2(一〇一八)・3・15 是算歿

・是歳 遍救別当任

万寿元(一〇二四)・12・26 遍救別当任

万寿2(一〇二五)・是歳 還田(暹田)別当任

長元元(一〇二八)・是歳 教田別当任

長元3(一〇三〇)・10・12 遍救歿

北野別当に関する基礎的考察

長曆2 (一〇三八)・是歲 長算別当任

長久2 (一〇四一)・2・21 長算別当在任

永承2 (一〇四七)・6・10

教円破

永承6 (一〇五一)・是歲 仁暹別当任

天喜元 (一〇五三)・10・22

増守權別当任

天喜3 (一〇五五)・12・28 仁暹別当在任

天喜5 (一〇五七)・是歲

長算破

康平4 (一〇六一)・12・29 頼円別当任

治曆3 (一〇六七)・9・13

仁暹破

承保3 (一〇七六)・12・19

増守權別当在任

寛治4 (一〇九〇)・11・7 頼円別当在任

康和3 (一一〇一)・12・30

頼延權別当任

長治元 (一一〇四)・10・30 真尊別当任

永久元 (一一一三)・8・17

頼円破

永久2 (一一一四)・5・23

頼延權別当在任

保安元 (一一二〇)・5・19

真尊破

真尊別当在任

・ 5 ・ 22 頼延別当転任

天治 2 (一一二五) ・ 6 ・ 25

大治元 (一一二六) ・ 4 ・ 24

大治 4 (一一二九) ・ 9 ・ 19 忠尋別当任

長承元 (一一三二) ・ 是歳

長承 4 (一一三五) ・ 正 ・ 15

保延 4 (一一三八) ・ 10 ・ 3 顕尋別当任

・ 10 ・ 14

永治 2 (一一四二) ・ 是歳

久安 5 (一一四九) ・ 8 ・ 22 (または 10 ・ 10)

久安 6 (一一五〇) ・ 12 ・ 30

仁平 2 (一一五二) ・ 是歳

保元 3 (一一五八) ・ 7 ・ 3 顕尋別当在任

平治元 (一一五九) ・ 5 ・ 19 円仙別当任

長寛 2 (一一六四) ・ 3 ・ 27 仙範別当任

承安元 (一一七一) ・ 11 ・ 7 仙範別当在任

寿永 2 (一一八三) ・ ⑩ ・ 2 仙範別当在任か

信永権別当任

頼延歿

信永権別当在任

慈源権別当任

忠尋歿

信永在世

慈源権別当在任

寛賢(聖教)権別当任

慈源在世

寛賢(聖教)権別当在任

栄全権別当在任

栄全権別当在任か

北野別当に関する基礎的考察

建久2 (一一九二) ・ 3 ・ 24 丞信(承信) 別当任

・ 6 ・ 21

・ 12 ・ 13

建仁3 (一一〇三)

・ 12 ・ 22

建保4 (一二二六) ・ 是歳

建保5 (一二二七) ・ 18 ・ 8 丞信(承信) 別当在任

・ 是歳

嘉禄2 (一二二六) ・ 2 ・ 8 承兼別当任

寛喜元 (一二二九) ・ 2

寛喜2 (一二三〇) ・ 2 ・ 23

嘉禎元 (一二三五) ・ 3 ・ 10

曆仁元 (一二三八) ・ 7 ・ 8 公証(公澄) 別当任

寛元3 (一二四五) ・ 是歳

宝治元 (一二四七) ・ 是歳 承兼別当在任?

覚什権別当任

覚什権別当在任

公暹権別当任

公暹権別当在任

公性権別当任

公性権別当在任

公性権別当在任

淳性権別当任

淳性権別当在任

長田権別当任

長田権別当在任

公性歿か

長田在世

## 五 十三世紀半ばまでの北野別当をめぐる諸問題

以上の北野別当歴代の考証結果に基づき、十三世紀半ばまでの北野別当に関する諸問題について、以下にまとめて論及しておきたいと思う。

### (一) 正別当と権別当——補任の実態——

まず、北野別当には正・権二種があつたことを再確認しておかなければならない。そして、正別当の初代は是算、権別当の初代は増守であつたと見られる。その上で、その後の両者の補任の実態を通覧して見ると、正別当は判明している限りすべて天台宗延暦寺の僧ではあるが、世系は、意外にも初代の是算を除いて、すべて菅原氏以外の出身で、藤原氏・源氏・平氏と多岐に渉り、しかも必ずしも特定の家系に片寄っていない(新井栄蔵「曼殊院資料の背景」〔『国語国文』第五二巻第二号掲載、昭和五十七年二月〕にすでに指摘がある)。実のところ、是算すら「菅原氏」とのみ伝えられるだけで、同氏の系図類には登場しないのが実情であり、判明している限りすべて菅原氏出身の僧が占めた天満宮安楽寺別当とは著しい対照をなしている。逆に権別当は、世系の判明する限りでは二、三の例を除いて、すべて菅原氏出身である一方、その多くが天台宗延暦寺に所属するものの、一部は同園城寺や、真言宗仁和寺の僧侶であつたケースも考えられる。すなわち菅原氏出身の僧は、是算以外は、すべて権別当止まりであつたことになる(唯一、権別当から正別当に転任した頼延は藤原氏の出身)。これは何を意味するのであろうか。



冒頭にも垣間見たように、菅原文時の上奏によって、貞元元年（九七六）十一月七日付をもって「北野寺」の菅原氏人による領知が認められた、とは北野天満宮史上、有名な史実とされているものであるが、正別当の補任を見る限り、実態は乖離していると判断せざるを得ない。その意味では、藤原道長、及びその一家と関係深かった遍救・教円・長算・仁暹ら歴代正別当在任の直後に登場する権別当初代の増守が菅原氏出身の園城寺僧であり、その後も権別当の多くが菅原氏の出身であったことは、やはり菅原氏側の思惑ないし意図によるものと考えるのが妥当ではなからうか。菅原氏出身の権別当慈源の後任の寛賢（後に聖教）が、菅原氏の「氏挙」であったことも思い併せられよう。今後は、この事実を踏まえた上で、北野社領知と別当制との関係、及び正・権両別当の機能の差異等を検討して行く必要がある。

次に、『北野宮寺縁起取要』の「別当次第事」は実質的には正別当のみであり、曼殊院において初代の是算から十四代の公証まで数えられている歴代北野別当もすべて正別当であることが改めて確認されるとともに、先の復元結果によれば、

初代是算と二代遍救との間の、覚源

二代遍救と三代教円との間の、還円（暹円）

五代仁暹と六代真尊との間の、頼円

の三名の正別当のうち、覚源は北野社・曼殊院の双方において、還円（暹円）・頼円については曼殊院側のみにおいて北野別当歴代に数えられていない事実も注意しておく必要がある。

さらに曼殊院の名称について言えば、今回管見に入った同時代記録類には見出すことはできず、「北野社ノ別当

ハ、当院（曼殊院）ノ世職トスル所ナリト云フ」（『古事類苑』宗教部四十七）といった通説については、なお今後検討の余地がある。両者の結び付きについて、すでに日本歴史地名大系『京都市の地名』（昭和五十四年九月）が指摘するように、当の曼殊院文書においても、a. 観応元年（一三五〇）四月十八日付慈嚴僧正讓状、b. 同年八月十六日付太政官牒、c. 暦応元年（二三三八）十二月十七日付足利尊氏御教書付箋のほぼ同時代史料において、是算以来（b・c）、忠尋以来（a）の二説に別れており、今回、小稿が対象とした時期以降の曼殊院史の動向を検討する必要がある。たまたま小稿が対象とした最後の第一四代公証以降、曼殊院歴代門主の出自に大きな変化が認められる、との指摘は（前掲、新井栄蔵「曼殊院資料の背景」、この際きわめて示唆的である）。

## （二）別当以外の、北野社社務（北野寺寺務）組織の動向

この項では、同じく十三世紀半ばまでの範囲で、前記別当以外の、北野社社務（北野寺寺務）組織の動向について、年代順に覚書として記述しておきたい。

まず、初代正別当とされる是算以前では、天徳四年（九六〇）六月十日付で「北野天満大自在天神宮創建山城国葛野郡上林郷縁起」を筆録した人物の中に欄宜・寺主・権欄宜・祝が、またこれに署判を加えた「所司」の中に座主・惣檢校・大檢校・檢校・別当・権別当・権少別当・少別当・勾当・上座・権上座・寺主・都維那の別が見えるが（猪熊本『北野天神御託宣記文』所収）、何分、孤立した記載であり、当時の社務（寺務）組織としての恒常性等、また同縁起の信憑性等も含め、なお今後の研究に待つべき点が少なくない。

次に、長和四年（一〇一五）七月三十日に、阿闍梨遍救が檢校に、覚源が別当にそれぞれ任命されたことは、前述

した通りである。典拠の『小右記』の記載順からは、検校の方が上級とも見られるが、遍救は、この後の寛仁二年（一〇一八）に正別当に補任されているから、そうとも断言できない。なお、これ以降は検校の補任の例が史料では見えない一方、北野社草創にかかわったとされる例の最鎮が、貞元元年（九七六）十一月七日付大政官符中には「検校僧最鎮」と見えるから、北野社草創当初の検校制が別当制に移っていった経過が想定されるかも知れない。

『台記』久寿二年（一一五五）十二月九日条に「権寺主相円」の名が見え、確実な史料における権寺主の初見である。また『山槐記』保元三年（一一五八）七月十九日条所引の同月三日付文書には、別当・権別当と並んで上座・寺主・都維那・小寺主の別が見えるから、十二世紀半ばまでには、別当制と並ぶ三綱制の存在が知られる。

他方、十二世紀頃より、北野政所の補任があったことが前掲『北野権別当補任次第并政所補任次第』によって知られる。同書には「政所補任次第」として、補任年代を記さない明尋・勝春・俊玄・円真・仙春の五名に続けて

任耀……建久六年（一一九五）補任

勝源……建久九年（一一九八）補任、建保二年（一二二四）四月二十九日入滅

承弁……建保二年（一二二四）六月日補任、文暦元年（一二三四）十一月十九日入滅

※実禅……文暦元年（一二三四）十一月、嘉禎元年（一二三五）七月の間、政所留守となる

親快（平三位親国息）……嘉禎元年（一二三五）七月十日補任、建治三年（一二七七）九月四日入滅

（以下、省略）

を掲載し、任耀から実禅までの期間の社務は承信、親快の時期の社務は承兼と記している。

このうち、親快は平親国の息とすると『尊卑分脈』には見えないが、実禅は、『尊卑』②一一の同名僧と同一なら

ば、藤原実頼流の慶深阿闍梨の息で、通輔（一〇六〇〜九五）の曾孫にあたる天台宗延暦寺僧か。それとはかく、右の承信（承信）と承兼は正別当にも在任しており、その後も正別当が社務を兼任するのが原則であった（正別当と社務との在任期間は必ずしも一致せず、しかも政所の交替と正別当の交替とは一致しない点も同様）ことは、『北野権別当補任次第并政所補任次第』の記載をたどって行くと明らかである。

さて、『民経記』寛喜三年（一二三二）六月二十七日・二十八日、七月四日、八月四日の各条に北野宮寺大座神人の二箇条にわたる訴えのことが見え、さかのぼってはいわゆる建保本「天神縁起」にも「大座の牛童」が見えるので、中世以降活動の著しい当社神人の中、最も古いものは遅くとも十三世紀初頭には存在したことは、すでに前掲『天満宮』等で指摘されている史実である。

同じく『民経記』寛喜三年（一二三二）八月一日条に「北野宮寺執行」、天福二年（一二三四）三月八日付尊性法の親王書状（鎌倉遺文四六二八号）に「執行慶盛」が見え、管見では当社執行職の初見である。なお、あたかもその間の貞永元年（一二三二）四月二十五日付北野宮寺政所下文（鎌倉遺文四三三二号）の末尾には、日付と、その直下の「小寺主法師」某に続いて

別当……

惣目代……

執行……

権上座……

『以下三十式人連署略之』

北野別当に関する基礎的考察

と見え、写しの際の省略があるのは残念だが、当時の北野社社務組織をうかがう上での好史料と言えよう。なお、や後の宝治元年（一二四七）二月十六日、ならびに翌二年二月十日の二度にわたる後嵯峨院北野御幸に際しては、執行法橋某が所見し、後者では「題名僧二口」を「社僧・執行」とで分担し、「御誦經」は社僧を「為導師」ている（いずれも『葉黄記』）。

以上、北野社草創以後、別当制のもとに次第に社務（寺務）組織が発展かつ複雑化していく様相を順次追跡してきたが、正別当で言えば公証を画期として新たな展開を見せる時期——十三世紀半ば頃——以降の動向については、今後の課題としたいと思う。

〔付記〕小稿は、「天神信仰の成立と展開に関する研究」をテーマとした、二〇〇一年度同志社大学国内研究の成果の一部である。

〔追記〕小稿の文中、北野執行職の初見史料としては一二三〇年代の諸史料を掲げたが、近刊の『北野社家日記』第七（平成十三年九月刊）所収の「永正之記 法印禪慶（筑波大学図書館蔵）中に、永久四年（一一一六）補任の円蓮上座から元亨二年（一二三二）の任禪に至る「執行補任次第」が収載されているのを見出した。ここでは、とりあえずその点の指摘にとどめ、当該記事の分析に基づき、北野執行をめぐる諸問題の検討は後日を期したいと思う。（以上、初校に際して）

このたび影印・翻刻を伴って紹介された、高山寺旧蔵「東大寺図書館現蔵『究竟僧綱任』は、応保二年（一一六二）の僧綱及び阿闍梨の歴名帳であるが（横内裕人「高山寺旧蔵『究竟僧綱任』——解題および影印・翻刻——」『南都佛教』第八〇号、平成十三年九月）、この中に、「山〱円仙〱民部卿頭頼息 北野別当、西塔院主 年〱」、「山〱栄全〱北野権別当、頭良入道息〱」の二つの記事を見出し、前者によって円仙が応保二年（一一六二）当時も北野別当在任であること、また後者によって栄全が応保二年（一一六二）当時すでに権別当在任中であつたことが、それぞれ知られるに至つた。ただし、栄全の世系についての同記事の記載は問題があることは小稿に記した通りである。（以上、再校に際して）